

防府市社会福祉施設整備関係借入金に係る補助金交付要綱

平成8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和40年防府市条例第8号）第2条の規定により、社会福祉法人がその設置経営する社会福祉施設の整備を図るために借り入れた借入金の償還元金及び利息（延滞利息を除く。以下同じ。）に係る当該社会福祉法人に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、社会福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に言う保育所
- 2 この要綱において借入金とは、社会福祉法人がその設置経営する社会福祉施設の整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から借り入れた借入金をいう。
- 3 この要綱において公益補助事業とは、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会及び財団法人日本船舶振興会からの社会福祉施設の整備に係る補助金並びにこれらの補助金に相当すると市長が認めた補助金の交付対象となる事業をいう。
- 4 この要綱において社会福祉施設の整備とは、国庫補助事業又は公益補助事業の補助対象となる建物整備をいう。

(補助金の額等)

第3条 社会福祉法人に対する借入金の償還元金に係る補助金の額は、各年度ごとに当該社会福祉施設の整備を国庫補助事業と公益補助事業のうち補助基本額が高いほうの補助金を受けて行ったとした場合の補助基本額から実際に整備を行った補助事業の補助基本額を控除した額に4分の3を乗じて得た額を当該借入金の償還年数で除して得た額（100円未満切り捨て）年、その額が各年度ごとの社会福祉法人の支払う借入金の償還元金の額を超える

ときは、当該償還元金の額を当該社会福祉法人に対して補助する。

- 2 社会福祉法人に対する借入金の利息に係る補助金の額は、各年度ごとに当該借入金の利息の定率を年2パーセントとして計算して得た額に社会福祉施設の整備に係る補助金の区分に応じて市長が別に定めた率を乗じて得た額（100円未満切り捨て）とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人は、防府市社会福祉施設整備関係借入金に係る補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して当該年度2月末までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する関係書類は、市長が定めるものとする。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市社会福祉施設整備関係借入金に係る補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を当該社会福祉法人に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の交付）

第6条 前条第1項の規定により通知を受けた社会福祉法人は、請求書に償還元金及び利息を支払ったことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは当該社会福祉法人に対し補助金を交付する。

（他の用途への使用禁止）

第7条 補助金の交付を受けた社会福祉法人は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第8条 補助金の交付を受けた社会福祉法人は、当該補助金の収支に関する帳簿その他の関係書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しておかなければならない。

(報告及び検査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた社会福祉法人に対し、報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた社会福祉法人が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 当該補助金の交付に関して付された条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 防府市社会福祉施設整備関係借入金償還元金に係る補助金交付要綱

(昭和49年4月1日施行)

(2) 防府市社会福祉施設整備関係借入金利息補助金交付要綱(昭和45年4

月 1 日施行)

3 この要綱の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後に社会福祉法人が借り入れた借入金の償還元金及び利息に係る補助金について適用し、同日前に社会福祉法人が借り入れた借入金の償還元金及び利息に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後に社会福祉法人等が借り入れた借入金の償還元金及び利息に係る補助金について適用し、同日前に社会福祉法人等が借り入れた借入金の償還元金及び利息に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に社会福祉法人等が借り入れた借入金の償還元金及び利息に係る補助金について適用し、同日前に社会福祉法人等が借り入れた借入金の償還元金及び利息に係る補助金については、なお、従前の例による。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

法人名

理事長名

防府市社会福祉施設整備関係借入金に係る補助金交付申請書

防府市社会福祉施設整備関係借入金に係る補助金交付要綱第4条に基づき
年度補助金を下記のとおり交付されるよう申請します。

記

交付申請額 _____ 円

《申請額内訳》

(単位:円)

施設名	整備年度	償還利率	法人が本年度中に支払う償還額		補助金交付申請額		
			元金	利息	元金分	利息分	合計
計							

第 2 号様式

第 号
年 月 日

社会福祉法人 ○○○
理事長 様

防府市長 ○ ○ ○ ○

防府市社会福祉施設整備関係借入金に係る
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金に付いて、下記のとおり決定いたしましたので、防府市社会福祉施設整備関係借入金に係る補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円

《決定額内訳》

(単位：円)

施設名	補助金交付決定額		
	元金分	利息分	合計
計			